

京都市告示第 6 4 9 号

令和 2 年 4 月 1 日から、平成 2 7 年 3 月 3 1 日付け京都市告示第 6 4 1 号（公印の新調（行財政局税務部税制課税務事務専用京都市長印等））の一部を次のように改めます。

令和 2 年 3 月 3 1 日

京都市長 門川 大作

名 称	項 目	変 更 前	変 更 後
市税督促状専用京都市長之印	用 途	行財政局税務部収納対策課及び市税事務所納税室における税務事務に係る督促事務	市税事務所納税室における税務事務に係る督促事務
市税事務所税務事務専用京都市長之印第 4 号	用 途	市税事務所納税室において所掌する事務	市税事務所納税室において所掌する事務（市税に係る証明事務及び租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）
市税事務所税務事務専用京都市長之印第 5 号	用 途	市税事務所納税室において所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）	市税事務所納税室において所掌する事務（市税に係る証明事務及び租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）
市税事務所税務事務専用京都市長之印第 6 号	用 途	市税事務所納税室において所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）	市税事務所納税室において所掌する事務（市税に係る証明事務及び租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）

名 称	項 目	変 更 前	変 更 後
市税事務所税務事務専用京都市長之印第7号	用 途	市税事務所納税室において所掌する事務(租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)	市税事務所納税室において所掌する事務(市税に係る証明事務及び租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)
市税事務所税務事務専用京都市長之印第8号	用 途	市税事務所納税室において所掌する事務(租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)	市税事務所納税室において所掌する事務(市税に係る証明事務及び租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)
市税事務所税務事務専用京都市長之印第9号	用 途	市税事務所納税室において所掌する事務(租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)	市税事務所納税室において所掌する事務(市税に係る証明事務及び租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)
市税事務所税務事務専用京都市長之印第10号	用 途	市税事務所納税室において所掌する事務(租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)	市税事務所納税室において所掌する事務(市税に係る証明事務及び租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)
市税事務所税務事務専用京都市長之印第11号	用 途	市税事務所納税室において所掌する事務(租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)	市税事務所納税室において所掌する事務(市税に係る証明事務及び租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)

(行財政局税務部税制課)